

(6) 自然保護の研究・調査について

上記審議会の諸決定に際し、研究調査を要する事項が多い。大学および各省庁の研究所の研究成果を、総合的に取入れることを保証しなければならぬ。なお、それが不十分な場合が予想されるので、必要の場合は、独立の自然保護研究所のごときもの、あるいは調査研究の全国的統一機関を設立する。

付記 上記保護地区の設定等に関し、その分担、その他につき、国は十分に地方公共団体と協議すると共に、必要とする賠償、補償その他の経費についても十分配慮すること。

8-60

総学庶第1687号 昭和46年11月9日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学会議会議長 江上不二夫

（ 写送付先：総理府総務長官、大蔵および厚生、
各大臣 ）

原水爆被災資料の基礎調査について（勧告）

標記のことについて、本会議第59回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

政府は、原水爆被災資料基礎調査の一環として、昭和50年の国勢調査の際に、原水爆被爆者についての附帯調査を実施されたい。

なお、その調査の方法、内容などについては、本会議の意見を徴されたい。

（理由）

日本学会議は、さきに原水爆被災資料の散逸防止と収集保存について、政府が緊急に措置されるように、かつ、その一環として、昭和45年の国勢調査の際に、広島・長崎における被爆者についての附帯調査を行なうことにも留意されるよう要望し（昭和43年5月17日付）、さらに続けて、原水爆被災資料収集のための、包括的かつ体系的基礎調査についても早急に配慮されるよう要望した（昭和43年11月15日付）。

しかるに、本会議をはじめ各方面からの要望にもかかわらず、昭和45年の国勢調査に際しては、被爆者に関する附帯調査が実施されなかったことはきわめて遺憾である。

従来、国勢調査に対する附帯調査として、被爆者に関する全国調査が行なわれたのは、昭和25年であり、次期国勢調査は、それに満25年を経過しているものであって、この際、改めて全国調査を行なうことは、先の調査結果を活用するうえからも、次期世代にわたる影響の研究のためにも統計的にきわめて重要であり、将来のため是非これを実施する必要がある。

人類史上、未曾有の悲惨事たる原水爆のすがたを明らかにし、被爆者の援護と世界平和に寄与することの重要性にもかんがみて昭和50年の国勢調査に際して、附帯調査として被爆者に関する調査を行なわれるよう強く要望する次第である。